

平成21年12月25日

外国為替及び外国貿易法に基づく行政処分について

経済産業省は、本日、反町 康司による外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反事件に関し、同法第53条第2項に基づき、輸入禁止の行政処分を行いました。その概要は、以下のとおりです。

1. 事件の概要

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Ⅰ掲載種の輸入については、経済産業大臣の輸入承認が必要となっている。（外為法第52条の規定に基づき制定された輸入貿易管理令第4条）
- 有限会社アポロ（昆虫標本輸入販売業）を経営する反町 康司は、平成21年5月、経済産業大臣の輸入承認を受けることなく、ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種の蝶であるオルニトプテラ・アレクサンドラエ（アレキサンドラトリバネアゲハ）を輸入した。

（参考）上記の外為法違反事件に関しては、本年10月に東京地裁で反町康司に対し、懲役1年6月（執行猶予3年）、罰金100万円の有罪判決が確定している。

2. 行政処分について

処分対象者 : ① 反町 康司
 ② 有限会社アポロ
対象貨物 : 昆虫及びその標本
原産地又は船積地域 : 全地域
輸入禁止期間 : 平成22年1月6日から同年4月5日まで（3ヶ月間）

※ 輸入禁止は、第三者を介して行うことも含む。

（本発表資料のお問い合わせ先）
貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長 豊國
担当者：山澄、吉井
電 話：03-3501-1511（内線3242）
 03-3501-0538（直通）